令和９年１月４日より
固定資産評価証明書の交付に関する取扱いを変更いたします

明石市では、神戸地方法務局明石支局と連携し、地方税法第 382 条および同法第 422 条の 3 に基づく通知の電子化を開始しております。これに伴い、令和９年１月４日より固定資産税証明書の交付に関して、下記の通り取扱いを変更いたします。

１　委任状の提出が必要となります（職権による交付を廃止します）

これまで、弁護士、司法書士、土地家屋調査士が、不動産登記申請のために評価証明書を申請する際、その職務の性質および有資格者であることを考慮し、所有者からの委任状の提出を不要としておりましたが、法務局に対する価格通知の電子化に伴い、登録免許税算定用価格の計算を登記官が行うこととなりましたので、職権による固定資産評価証明書の交付を廃止します。今後は申請にあたり所有者からの委任状が必要となりますのでご注意ください。

２　近傍地価格の証明を廃止いたします

これまで、公衆用道路などの非課税の土地で評価額が登録されていない場合は、評価証明書に登録免許税算定のための近傍地価格を追記しておりました。この度、法務局に対する価格通知の電子化及び国が進める固定資産評価システムの標準化に伴い、近傍地価格の記載を廃止いたします。登録免許税算定のための近傍地価格は登記官が認定した近傍地の評価額となるため、管轄の神戸地方法務局明石支局までお問い合わせください。

不動産登記・近傍地価格に関するお問い合わせ先

神戸地方法務局明石支局

所在地　：〒673-0891　明石市大明石町二丁目４番 25 号

電話番号：078-912-5511

固定資産評価証明書の交付に関するお問い合わせ先

明石市総務局　市民税課　法人・諸税担当

所在地　：〒673-8686　明石市中崎１丁目５番１号

電話番号：078-918-5014

